相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市中区八幡一三八番地、最後の住所岡山県玉野市長尾一五七八番地二　被相続人　亡　井上　克子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十七日

岡山市北区春日町五番六号　相続財産管理人　弁護士法人岡山パブリック法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県南島原市有家町蒲河九三一番地第二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中村　泰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十七日

長崎県島原市今川町一八五〇番地一　大手門ビル五階　有明ひまわり基金法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大田　真和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県天草市有明町須子一〇四四番地、最後の住所熊本県天草市有明町須子一一一六番地一　被相続人　亡　五嶋　正富

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十七日

熊本市中央区京町本丁八―二八コスモス法律事務所　相続財産管理人　弁護士　矢澤　利典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市神西沖町五三八番地、最後の住所宮崎県延岡市土々呂町二丁目五六六番地二なでしこ　被相続人　亡　立花　亀吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十七日

宮崎県延岡市北町二丁目二番地九　西田・山田法律事務所延岡オフィス　相続財産管理人　弁護士　風間　久育

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県南那珂郡吾田村大字平野無番地、最後の住所不明　被相続人　亡　松田　善被

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十七日

宮崎市別府町二番一二号　建友会館四階　相続財産管理人　川添　正浩

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年十月十七日

一、墳墓等所在地　兵庫県尼崎市塚口本町三丁目三一

一、墳墓等の名称　塚口本町霊園

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　兵庫県尼崎市塚口本町七―一〇―一四　塚口本町霊園管理運営委員会　代表者委員長　村田　賢治

無縁墳墓等改葬公告

新宮地区ほ場整備事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年十月十七日

一、墳墓等所在地　愛媛県西条市小松町新屋敷甲一七五八、甲一七六九―四

一、墳墓等の名称　なし

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　愛媛県西条市小松町新屋敷甲四九六番地　西条市小松町第五土地改良区　理事長　堀江　幸二　電話　〇八九八―七二―二一一一

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十八年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十七日

東京都港区芝浦三丁目六番七号　全国板硝子商厚生年金基金　代表清算人　小池　健一

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十月十七日

群馬県前橋市飯土井町四二六番地二　関東製酪株式会社　代表取締役　白川　公一

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
木村　実　群馬県前橋市上増田町	普通株式　二〇株	無
小林　松江　群馬県前橋市上増田町	普通株式　二〇株	無
田口喜美雄　群馬県前橋市荻窪町九二	普通株式　二二六株	無
秋間　三好　群馬県佐波郡赤堀町五目牛七八	普通株式　七九株	無
今泉　佳恵　群馬県山田郡大間々町高津戸五五四	普通株式　七〇株	無
鈴木茂喜雄　群馬県高崎市石原町小坂山三一五七	普通株式　三〇株	無
塚越美代治　群馬県高崎市浜川町	普通株式　四〇株	無
中澤鉄太郎　群馬県高崎市浜川町	普通株式　一株	無
磯田　照保　群馬県高崎市元島名町	普通株式　一株	無
高橋　武司　群馬県渋川市折原	普通株式　一〇株	無
樋口　弘行　群馬県渋川市折原	普通株式　一〇株	無
堀米　光明　群馬県碓氷郡松井田町西横野	普通株式　一八株	無

債権申出の公告（第三回）

当社は平成二十八年八月三十一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十八年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十七日

大阪府大阪市中央区安土町三丁目五番一二号　村田長株式会社　確定給付企業年金清算人　北中　聡志

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十八年九月二十三日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十七日

広島県広島市中区八丁堀一六番三号　広島県病院厚生年金基金　清算人　末丸　紘三